

# 1年単位の変形労働時間制に関する協定届の記入例と留意事項

## ①「該当労働者数」

1年単位の変形労働時間制のもとで就労する労働者数を記入します。

## ②「対象期間及び特定期間」(起算日)

イ 1年単位の変形労働時間制とする対象期間とその起算日(初日)を記入します。  
ロ 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な時期)を定めた場合は、その期間を記入します。

## ③「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」

裏面を参考に、下記項目について労使協定を作成してください。  
イ 勤務時間(始業・終業時刻、休憩時間)  
ロ 対象期間及びその起算日  
ハ 所定休日(所定休日を示した年間カレンダーを添付することでわかりやすくなります。)  
ニ 対象となる労働者の範囲  
ホ 賃金の清算  
ヘ 特定期間がある場合は、その期間を記入します。  
ト 有効期間

## ④「対象期間中の1週間の平均労働時間数」

**対象期間中の総所定労働時間数** × 7日  
**対象期間中の暦日数**

の式から1週間の平均労働時間数を計算して記入します。

## ⑤「協定の有効期間」

1年以内の有効期間を記入します。

## ⑥「労働時間が最も長い日の労働時間数」

イ 1日の最長所定労働時間数を記入します。  
ロ 1日10時間が限度です。

## ⑦「労働時間が最も長い週の労働時間数」

イ 1週間の最長所定労働時間数を記入します。  
ロ 1週52時間が限度です。

様式第4号(第12条の4第6項関係)

## 1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社〇〇工場	〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		350人
①該当労働者数(満18歳未満の者)	②対象期間及び特定期間(起算日)	③対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	④対象期間中の1週間の平均労働時間数	⑤協定の有効期間
(280人)	対象期間:1年間(令和〇年4月1日) 特定期間:令和〇年6月1日~ 令和〇年7月31日	(別紙)	40時間00分	令和〇年4月1日から1年間
⑥労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	(8時間00分)	⑦労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)	(48時間00分)	⑧対象期間中の総労働日数
				260日
⑨労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	2週	⑩対象期間中の最も長い連続労働日数		6日間
⑪対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	2週	⑫特定期間中の最も長い連続労働日数		11日間
⑬旧協定の対象期間	令和〇年4月1日から1年間	⑬旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数		9時間00分
⑬旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間00分	⑬旧協定の対象期間中の総労働日数		280日

⑭協定の成立年月日 令和〇年3月12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

職名 検査課主任  
氏名 山田 花子 ⑮

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。チェックボックスに要チェック)  
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和〇年 3月 15日

使用者 職名 工場長  
氏名 田中 太郎 ⑮

山口労働基準監督署長 殿

## ⑧「対象期間中の総労働日数」

対象期間中の総労働日数を記入します。なお、対象期間が3ヵ月を超える場合には、以下のとおり労働日数に限度が定められています。

イ 対象期間が1年の場合は、280日が労働日数の限度です。  
ロ 対象期間が1年未満の場合は、次の計算式により計算した労働日数が限度になります(小数点以下は切り捨てます。)

$$280 \text{ 日} \times \frac{\text{対象期間中の暦日数}}{365 \text{ 日}^*}$$

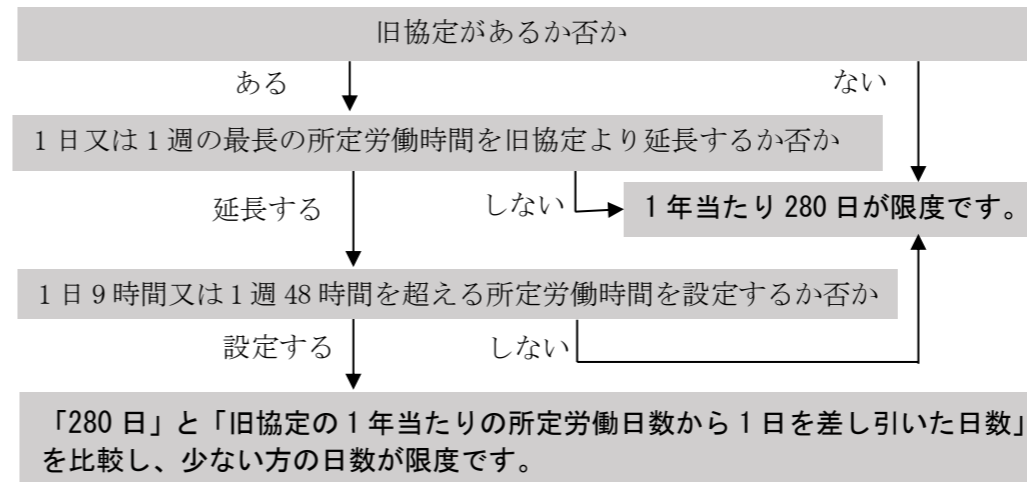
※うるう年のときも365日で計算します。

ハ 今回の協定で対象期間が3ヵ月を超え、旧協定(3ヵ月を超える期間を対象とした前回の協定)がある場合には右記フロー図による労働日数が限度になります。

## ⑨「労働時間が48時間を超える週の最長連続週数」

1週48時間を超える労働時間を設定した週が連続3週以内であることが必要です。

(フロー図)



## ⑩「対象期間中の最も長い連続労働日数」

連続する労働日数は6日が限度です。

## ⑪「対象期間中の労働時間が48時間を超える週数」

起算日から3ヵ月ごとに区切った各期間内において、1週48時間を超える週の初日の数が3以内であることが必要です。

## ⑫「特定期間中の最も長い連続労働日数」

イ 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)を定めた場合に限り記入します。  
ロ 最低でも1週間に1日の休日を確保する必要があるため、連続労働日数は12日が限度です。

## ⑬「旧協定の対象期間」・「旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数」・「旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数」・「旧協定の対象期間中の総労働日数」

前回、所轄労働基準監督署長に届け出た1年単位の変形労働時間制に関する協定届の内容を転記します。

## ⑭「協定の成立年月日」

有効期間の初日以前に成立させる必要があります。

## ⑮「過半数代表者のチェックボックス」

協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定してください。

また、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないことになっており、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないので、必ずチェックしてください。

## ⑯協定届と協定書への押印について

令和3年4月1日以降の届出に押印は必要ありませんが、協定書については、引き続き、署名又は記名押印など労使双方の合意が明らかとなる方法で締結してください。

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定 (例)

〇〇金属工業株式会社〇〇工場と労働者の過半数を代表する者は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間<sup>①</sup>を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間<sup>②</sup>は次のとおりとする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時30分

休憩 正午から午後1時まで

(対象期間及びその起算日)

第2条 対象期間は1年間とし、このときの起算日は令和〇年4月1日とする。

(所定休日)

第3条 所定休日は別紙年間カレンダー<sup>③</sup>のとおりとする。

(対象となる労働者の範囲)

第4条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する労働者を除き、全労働者に適用する。

イ 妊娠中又は産後1年を経過していない女性労働者のうち、本変形労働時間制の適用免除を申し出た者

ロ 育児や介護を行う労働者、職業訓練又は教育を受ける労働者その他特別の配慮を要する労働者に該当する者のうち、本変形労働時間制の適用免除を申し出た者

(賃金の清算)

第5条 変形期間の途中で採用された労働者、退職する労働者等については、その者の実際に労働した期間を平均して1週間当たり40時間を超えた労働時間分について、労働基準法第32条の4の2の規定により割増賃金を支払うこととする。

(特定期間)

第6条 特定期間は、令和〇年6月1日から令和〇年7月31日までとする。<sup>④</sup>

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は起算日から1年間とする。

令和〇年〇月〇日

〇〇金属工業株式会社〇〇工場 工場長 〇〇 〇〇 印

〇〇金属工業 労働組合執行委員長 〇〇 〇〇 印<sup>⑤</sup>

① 週の労働時間

対象期間中の総所定労働時間数

対象期間中の暦日数

×7日  
で計算した1週間の平均労働時間数を記入してください。

② 始業・終業の時刻、休憩時間

・交替勤務又は土曜日等に半日勤務がある場合は、それぞれの勤務の始業・終業時刻を記入します。  
・休憩を一斉に与えない場合はそれぞれの休憩時間を記入してください。

③ 所定休日

所定休日を示した年間カレンダーを添付することでわかりやすくなります。

④ 特定期間

特定期間を定めない場合は、「特定期間は定めないものとする。」と記入してください。

⑤ 労使協定当事者と押印

労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者と協定するようになります。

また、「行政手続」における押印原則の見直しによって、協定届に使用者等の押印は不要となりましたが、この取扱いは、労使で作成する協定書における労使間の手続きに直接影響を及ぼすものではありません。引き続き、記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法で締結してください。

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

Table with 5 columns: 事業の種類, 事業の名称, 事業の所在地(電話番号), 常時使用する労働者数, 対象期間及び特定期間. Includes rows for laborer counts, working hours, and specific periods.

Table with 4 columns: 旧協定の対象期間, 旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数, 旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数, 旧協定の対象期間中の総労働日数.

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

.....労働基準監督署長 殿

使用者 職名  
氏名

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
4 「日協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなるような方法により締結するよう留意すること。